

1. 業務委託件名

令和2年度地域再生マネージャー事業に係る支援業務

2. 業務委託の目的

一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が令和2年度に実施する地域再生マネージャー事業を円滑かつ効果的に業務を遂行できるように総合的に支援を行うことを目的とする。

3. 業務委託の内容

3-1. 外部専門家活用助成

(1) 採択事業に対する支援

① 申請書類の内容整理及び情報提供

- ・ 申請地域の状況
- ・ 派遣される地域再生マネージャー等の外部の専門家（以下「外部専門家」という。）の情報提供
- ・ 類似事例、参考資料の提供

② 採択地域・外部専門家に対する支援

- ・ 事業に関する質疑応答
- ・ 事業実施に当たっての各種助言

③ 事業進捗の管理及び支援

- ・ 採択地域の事業進捗を確認するための現地調査への同行（1採択地域当たり年2回程度（事業開始、中間段階を想定）。採択地域は16件程度を想定）
- ・ 議事概要、議事録の作成
- ・ 事業の進捗に影響がある課題が判明した場合、財団及び採択地域に報告のうえ、解決方法等を提示する。

【留意事項】現地調査に係る同行経費は、受託者の負担とする。

④ 「事業報告会（マネージャー報告会）」の運営支援

事業の進捗状況を確認し、事業を着実かつ円滑に実施するため、採択地域及び外部専門家による報告会を実施する。（都内、年1回程度を想定）

- ・ 会議資料の作成
- ・ 事前打合への同行
- ・ 議事要旨、議事録の作成

【留意事項】資料作成及び同行経費は、受託者の負担とする。

⑤ 地域再生の参考情報の管理支援

販路開拓、誘客促進の情報を管理し、地域に提供することにより、「ビジネス志向」を促進し、地域の経済循環構築を支援する。

- ・ 地域再生の参考情報の管理
- ・ 採択地域への情報提供及び支援

(2) 「アドバイザー会議」の運営支援

地域再生マネージャー事業の実施に当たり、令和2年度事業中間報告、令和2年度事業最終報告及び令和3年度事業採択時の段階において、外部有識者（以下「アドバイザー」という。7名程度を想定）から助言を受ける会議を開催する。（財団内 会議室を想定）

- ・会議資料の作成
- ・事前打合への同行
- ・議事要旨、議事録の作成

【留意事項】資料作成及び同行経費は、受託者の負担とする。

3-2. 外部専門家派遣（短期診断）

(1) 事業進捗の管理及び支援

- ・採択地域の地域再生の方向性を提言するための現地調査への同行（1 採択地域当たり年間1回程度、2泊3日を想定、採択地域は6件程度を想定）
- ・課題提言・調査の補助
- ・最終日に行う調査結果報告会の提言説明資料の作成
- ・議事概要、議事録の作成
- ・アンケートの集計

【留意事項】現地調査に係る同行経費は、受託者の負担とする。

3-3. 事例報告研究会の開催等

(1) 「地域再生セミナー」に関する運営支援

地域再生の事例を広報するために開催する。（全国2箇所程度を想定）

- ・セミナーへの同行
- ・議事要旨、議事録作成
- ・アンケートの集計

【留意事項】現地同行経費は、受託者の負担とする。

(2) 「地域再生マネージャー研修連絡会」に関する運営支援

地域再生マネージャーの勉強会・意見交換のために開催する。（都内、年1回程度を想定）

- ・会議への同行
- ・議事要旨、議事録作成

【留意事項】現地同行経費は、受託者の負担とする。

(3) 報告書等の作成

令和2年度地域再生マネージャー事業の取組概要のほか、事業の評価・分析（可能な限り定量的な効果分析）を行い、報告書（A4で190ページ程度を想定）及び概要書を取りまとめる。

また、報告書とは別に、実施した地域の中で最もモデル性として評価が高い複数の地域を選択し、地域再生の専門知識を活かして、その要因や汎用性など評価・分析を行い、画像とともにニュース・リリース形式でデータにてとりまとめ提出する。

3-4. 過去事業のフォローアップ

地域再生マネージャー事業の効果測定をするために、当財団事業終了後にアンケートにより次年度計画に向けた進捗状況の評価・分析を行い、データにて取りまとめる。

3-5. その他、関連庶務事項等

財団の広報活動に係わる企画立案、事業実施に付随する各種資料の整理など関連業務を実施する。また、地域再生に係わる専門的な素養を持つ人材の発掘に協力し、人材情報収集・提供、人材の紹介等を財団に対して積極的に行う。

3-6. その他、提案

- (1) 当事業の効果と問題点、改善点を抽出し事業評価をするとともに、地方創生に資するために当事業の推進についての具体的な提案を行う。
- (2) 上記(1)のほか、当事業全般にわたる提案を行う。

4. 業務委託期間

契約締結の日の翌日から令和3年3月31日までとする。

5. 成果物

① 報告書 10 部 (A4 コピー製本)

② 電子データ一式 (CD 又は DVD) 1 枚

成果物については、全て財団に帰属するものとする。